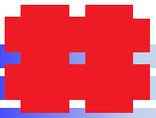
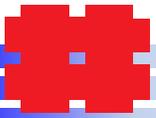


# 介護保険課からの報告・連絡事項について



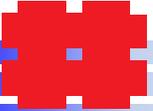
# 目次①

- 運営基準等に関する注意事項について
- 介護給付費算定に係る体制等に関する注意事項について
- 岐阜県・岐阜市が実施する介護人材支援について
- 電子申請届出システムについて
- 有料老人ホームの適切な運営及び定期報告について
- 介護予防・日常生活支援総合事業者の定款の内容について
- 業務管理体制の届出について
- 事故報告書の提出について



## 目次②

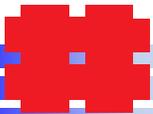
- 虐待の防止のための必要な取り組みについて
- 事業継続計画の策定(BCP)について
- 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について
- 香料及び農薬使用の自粛について
- ダブルケアについて
- マイナ保険証への移行に伴う要介護認定事務における医療保険の加入関係の確認方法について



# 運営基準等に関する注意事項

以下に掲げる3つの改定事項については、令和6年度末(令和7年3月31日)までに経過措置が終了する予定です。

1. 「書面掲示」規制の見直し
2. 業務継続に向けた取り組みの推進(減算の適用開始)
3. 身体的拘束の適正化の推進



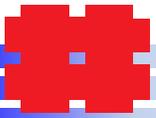
## 1. 「書面掲示」規制の見直し 対象：全サービス

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則として法人のホームページ等のウェブサイトに掲載することを義務付ける。

## 2. 業務継続に向けた取り組みの推進 対象：全サービス

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の内容を義務化 ※令和7年4月より減算の適用開始

- 感染症に係る業務継続計画（BCP）の策定
- 災害に係る業務継続計画（BCP）の策定
- 従業者に周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施、定期的な計画の見直し、必要に応じて変更

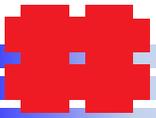


### 3. 身体的拘束の適正化の推進

対象：短期入所系サービス及び  
多機能系サービス

短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、次の身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。

- 委員会の設置及び定期的な開催
- 指針の整備
- 研修の定期的な実施



# 介護給付費算定に係る体制等に関する注意事項

## 【加算に関する届出の提出期限】

### ◆加算が増える場合

- 訪問通所サービス 前月の15日まで
- 短期入所、施設サービス 当月の1日まで
- 緊急時訪問看護加算は届出日から算定可

### ◆それ以外の場合

- 事実が発覚したときに届出をお願いいたします。(事後でも可)

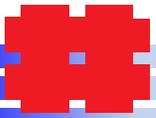
# 実績が必要な加算等について(一部抜粋) ①

サービス種類	加算等の名称	要件
訪問介護	特定事業所加算Ⅰ	介護福祉士等の有資格者の割合、利用者総数に占める重度要介護者の割合
	特定事業所加算Ⅱ	(介護福祉士等の割合要件で算定する場合)介護福祉士等の有資格者の割合
	特定事業所加算Ⅲ、Ⅳ	利用者総数に占める重度要介護者の割合
	特定事業所加算Ⅴ	勤続7年以上の介護職員の割合
	同一建物減算	正当な理由なく、判定期間内における同一敷地内建物等に居住する利用者へのサービス提供の割合
訪問看護	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ	勤続年数7年(Ⅱの場合は3年)以上の職員の割合
	看護体制強化加算Ⅰ、Ⅱ	前6か月の利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算・特別管理加算を算定したものの割合、前12か月においてターミナルケア加算を算定した利用者の数ほか
通所介護	事業所規模区分	前年度1月当たりの平均利用延人員数が、① 750人以内(通常規模)② 900人以内(大規模型Ⅰ) ③ ①②に該当しない事業所(大規模型Ⅱ)
通所介護 地域密着型通所介護	中重度ケア体制加算	前年度又は、前3か月の利用者の数で要介護3~5の人の割合
	認知症加算	前年度又は、前3か月の利用者で日常生活に支障をきたすおそれのある症状や行動のある人の割合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合 (Ⅲの場合は常勤職員・勤続7年以上の職員の割合を満たしている場合でも算定可能)
居宅介護支援	特定事業所集中減算	正当な理由なく、前6か月に作成したケアプランで同一のサービス事業者による提供の割合
短期入所生活介護	看護体制加算Ⅲ、Ⅳ	利用者総数に占める重度要介護者の割合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合 (Ⅲの場合は 常勤職員・勤続7年以上の職員の割合を満たしている場合でも算定可能)

## 実績が必要な加算等について(一部抜粋) ②

サービス種類	加算等の名称	要件
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	日常生活継続支援加算Ⅰ、Ⅱ	(a)～(c)いずれかに該当すること (a)前6月間又は前12月間の新規入所者のうち、要介護4または5の者の占める割合 (b)前6月間又は前12月間の新規入所者のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の占める割合 (c)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合 (Ⅲの場合は常勤職員・勤続7年以上の職員の割合を満たしていても算定可能)
介護老人保健施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合 (Ⅲの場合は常勤職員・勤続7年以上の職員の割合を満たしていても算定可能)
介護医療院	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合 (Ⅲの場合は常勤職員・勤続7年以上の職員の割合を満たしていても算定可能)
特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合 (Ⅲの場合は常勤職員・勤続7年以上の職員の割合を満たしていても算定可能)

(※) 介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、日常生活継続支援加算とサービス提供体制強化加算の同時算定はできません。

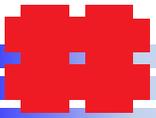


# 岐阜県・岐阜市が実施する介護人材確保対策事業

## 1. 岐阜県が実施するもの

- 介護人材に関する各種補助金等(介護人材参入促進事業、介護人材キャリアパス支援事業など)
- 介護情報ポータルサイト「ぎふkaiGO！」( <https://www.gifu-kaigo.jp/> )
- 外国人介護人材(各種補助金、受入れに関する相談窓口、受入れ支援セミナー、マッチング支援事業など)
- 相談窓口(介護職員悩みごと相談窓口など) 等

各事業の詳細につきましては、岐阜県ホームページをご確認ください。  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56601.html>



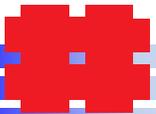
## 2. 岐阜市が実施するもの

- 介護人材確保・定着支援セミナーの開催
- 現役外国人職員による介護職紹介(市内の日本語学校、専門学校を訪問)
- 岐阜市基準緩和型訪問介護サービス従事者育成研修の開催(令和6年度第4回は2月18日～20日)  
研修開催の詳細につきましては、岐阜市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004966/1018192.html>

- 多文化共生の推進(外国人介護職員も利用できる生活相談窓口や日本語講座など)

<https://www.city.gifu.lg.jp/kankoubunka/tabunka/1005427/index.html>



# 電子申請届出システム

<岐阜市ホームページ掲載場所>

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004972/1004974/1029858.html>

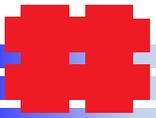
厚生労働省は、介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現するため、「電子申請届出システム」の運用を開始しております。

なお、「電子申請届出システム」の利用には「GビズID」(デジタル庁)の登録が必要です。

岐阜市では、「電子申請届出システム」による申請届出等の受付を、**令和7年1月1日**より開始しております。

## 【対象の手続き】

- 指定申請(新規)
- 指定更新申請
- 廃止・休止届 ・再開届 ・指定辞退届 ・指定を不要とする旨の届出
- 変更届
- 体制届(加算)



## 【必要な準備】

### ○GビズIDの作成

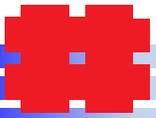
電子申請届出システムの利用には「GビズID」の登録が必要です。  
IDを持っていない法人は下記リンク先よりアカウントを作成してください。  
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

### ○登録情報提供サービスの利用手続き

登録情報提供サービスは、登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスです。

一部の申請等では、登記事項証明書(原本)の提出が必要ですが、登録情報提供サービスを利用すると、登記事項証明書(原本)を提出する代わりに、同サービスで発行された照会番号を通知することで、登記情報をシステム上で確認できるため、原本の郵送等が不要となります。

下記リンクで登録方法等をご確認ください。  
(<https://www1.touki.or.jp/use/00-04.html>)

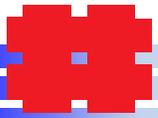


## 【電子申請届出システムへのログイン】

電子申請届出システムを利用した指定申請等にかかる申請届出等は、下記リンク先より行ってください。  
(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>)

## 【電子申請届出システムヘルプ】

操作ガイド\_(介護事業所向け)、操作マニュアル\_(介護事業所向け) 詳細版  
([https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action\\_shinsei\\_static\\_help=true](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true))



# 有料老人ホームの適切な運営及び定期報告

## 1. 有料老人ホームの適切な運営のお願い

有料老人ホームにおいては、高齢者が安心して住み続けられる住まいとしての役割が期待され、入居者の居住の安定を確保する観点から、その安定的かつ継続的な運営が当然に確保されるべきものであります。

岐阜市では、有料老人ホームの入居者の福祉と安定的かつ継続的な運営の確保を図るために、「**岐阜市有料老人ホーム設置運営指導指針**」を定めて有料老人ホームの事業者に対する指導を行っています。

事業者におかれましては、この指針の内容の確認、遵守をお願いします。

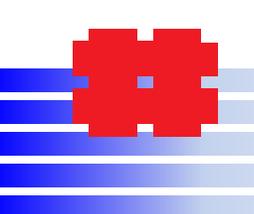
厚生労働省からも適切な指導等を徹底するよう通知がきており、岐阜市では、引き続き事業者に対し、適切な運営に向けた指導・助言を行ってまいります。

### 【参考】

岐阜市ホームページ 岐阜市有料老人ホーム設置運営指導指針

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004972/1004974/1004984.html>

トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 申請書ダウンロード(介護保険) > 介護事業所・施設の指定等に関する様式 > 有料老人ホーム設置運営



## 2. 定期報告（重要事項説明書等の提出）

毎年7月頃に、定期報告として、「岐阜市有料老人ホーム設置届関係事務処理要領」に基づき、重要事項説明書等の以下の関係書類を提出していただくこととしております。

令和7年度も7月頃に、定期報告の案内をする予定でおりますので、ご提出くださるようお願いいたします。

### 【提出書類（予定）】

(1) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

(2) ①他業を営んでいる場合には、他業に係る（1）の関係書類  
②親会社がある場合には、当該親会社の業務に係る（1）の関係書類

(3) 役員及び施設長の変更について市に未届けの場合は、当該役員等の履歴書及び役員名簿

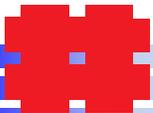
(4) 7月1日現在の重要事項説明書

(5) 「有料老人ホーム情報開示等一覧表」（7月1日現在）

(6) 事業収支計画  
開設後3年以上経過している事業所は、「岐阜市有料老人ホーム設置届関係事務処理要領」に基づき、少なくとも3年ごとに事業収支計画を見直すことが必要。その結果財務諸表との乖離が生ずるおそれがある場合には、その原因、対処方針等を提出（※そのおそれがない場合は提出不要）。

(7) 貴有料老人ホームの概要などがわかるパンフレット等

(8) 有料老人ホーム情報登録用Excel（Excelデータは岐阜市HPに掲載予定）



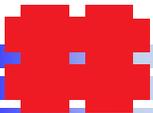
# 介護予防・日常生活支援総合事業者の定款の内容

介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所を運営する各法人におかれましては、  
定款に記載されている事業の目的をご確認ください。

## 【定款(事業の目的)の記載例】

- 介護保険法等に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- 介護保険法に基づく第1号事業
- 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- 介護保険法に基づく第1号通所事業
- 介護保険法に基づく第1号訪問事業及び第1号通所事業

- ・ 現行定款の事業目的に「老人居宅介護等事業」と記載されている場合は、総合事業の第1号訪問事業が含まれますので、定款の変更は不要です。
- ・ 現行定款の事業目的に「老人デイサービス事業」、「老人デイサービスセンター」等と記載されている場合は、総合事業の第1号通所事業が含まれますので、定款の変更は不要です。
- ・ 医療法人、社会福祉法人等は、定款変更の前にそれぞれの所管部署に確認を行ってください。



# 業務管理体制

- 平成20年介護保険法改正により、介護サービス事業者(以下「事業者」という。)には、介護保険法に規定する法令遵守等の義務の履行の確保のため、業務管理体制の整備が義務付けられています(介護保険法第115条の32)。
- 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所または施設の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を行政機関に届け出る必要があります。

## 【業務管理体制の整備内容】

事業所数に応じて届出内容が異なります。

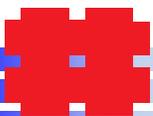
		事業所数		
		1以上20未満	20以上100未満	100以上
整備内容	法令遵守責任者の選任	○	○	○
	法令遵守規程の整備	-	○	○
	監査の定期的な実施	-	-	○

- 事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合はそれぞれを1事業所として数えます。例えば、一つの事業所で「訪問入浴介護」と「介護予防訪問入浴介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。
- みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれない。

## 【整備状況の届出先】

区分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長(岐阜市)
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長(岐阜市)
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事(岐阜県)

GIFU CITY



## 【届出方法】

届出については、「業務管理体制の整備に関する届出システム」を活用した電子申請が可能です。  
なお、従来どおり、郵送、電子メール等による届出もできます。

業務管理体制の整備に関する届出システム(外部リンク)

<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns01l/cmns01l1/init.do>

## 【届出様式】

厚生労働省ホームページの「介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について」から届出様式をダウンロードすることができますので、確認してください。

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について(外部リンク)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/service/annai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html)

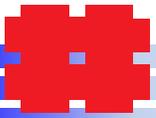
## 【届出業務管理体制の一般検査について】

- 岐阜市では、業務管理体制の整備に関する届出内容等を確認するため6年ごとに一般検査を実施します。
- 一般検査においては、各事業者から岐阜市に「業務管理体制報告書」を提出をすることとしています。
- 一般検査の対象となる事業者につきましては、岐阜市より個別に通知をいたします。

岐阜市ホームページ 介護サービス事業者業務管理体制

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1004845.html>

トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護サービス事業者の方へ > 介護サービス事業者業務管理体制 GIFU CITY



# 事件・事故の報告

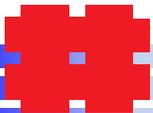
## サービス提供中の利用者の事故等での報告の範囲

- 医療機関を受診または入院した場合
- 事業所以外でも、利用者自身や第三者が事故の起因となる場合
- 利用者の疾病により死亡したと考えられる場合でも、死因に嫌疑の可能性がある場合
- 施設内における事故のほか、送迎、通院、レクレーション中などの施設外の事故も含む

## コロナやインフルエンザ等における感染症に係る報告書の範囲

10名以上又は全利用者の半数以上の同一の感染が発生した場合

※発生時のみの報告とし、その後の経過についての報告は不要です。



## 報告の提出方法

- 事故の報告書は原則として市の様式を用いて報告してください
- 事件及び 事故発生後はメールもしくは FAX にて速やかに報告をしてください
- メールやFAX での報告が早急にできない場合は、電話にて一報を入れてください
- 毎月、ヒヤリハットなどを見直し、事故等報告すべきものがあれば、その時点で報告書を提出してください  
〈第 2 報について〉
- 事故発生後、1 週間以内に第 2 報の報告を提出してください
- 第 2 報の報告には、事故防止委員会の議事録等を添付してください

**提出先** 介護保険課 支援係

**提出方法** メール [kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp](mailto:kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp) もしくは FAX 058-267-6015

事故・事件発生時の報告事項各様式の掲載場所

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004972/1004987.html>

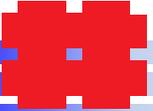
岐阜市トップページ>健康・福祉>介護保険>申請書ダウンロード(介護保険)  
>事業所・施設における事故・事件報告の様式等

## 事故・事件等報告書 様式①

報告対象	報告期限	報告事項
(1)サービス提供中の利用者の事故等 ・死亡 ・重症	・発生(発見)から24 時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生(発見)から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1による ・様式1-2による
・上記以外	・発生(発見)から1週間以内に報告	・様式1-3による
(2)虐待(疑いを含む)	・発生(発見)から24 時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生(発見)から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1による ・様式1-2による
(3)火災 ・消防機関に出動を要請したもの	・発生から24 時間以内に報告	・様式2-1(総括表) 【死亡及び重症者が発生した場合】 ・様式2-2(個票)
(4)入所者等の行方不明	・発生(判明)から24 時間以内に第一報を報告 ・発見時に最終報告	・様式3による
(5)法人役員・職員の法令違反・不祥事の発生	・発生(判明)から24 時間以内に第一報を報告	・任意様式

## 事故・事件等報告書 様式②

報告対象	報告期限	報告事項
(6)食中毒・感染症 (疥癬を除く。)	<p>ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p>	<p>(介護保険課及び高齢福祉課への報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式4-1、4-2、5-1、5-2による</li> </ul> <p>(地域保健課への報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症に係る集団発生報告書による</li> </ul>
疥癬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生(発見)から1週間以内に報告</li> </ul>	<p>(介護保険課及び高齢福祉課への報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式5-1、5-2による</li> </ul>
(7)災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式6による</li> </ul>
(8)その他、報告が必要と認められる 事故・事件の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意様式</li> </ul>

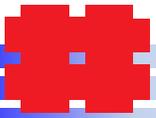


# 虐待の防止のための必要な取り組み

※次の内容を満たしていない場合は減算の対象となる

- 虐待防止委員会の設置及び定期的な開催（法人全体でも可）
- 虐待の防止のための指針の整備（法人全体でも可）
- 従業者に対する研修
- 上記の事務に係る担当者の配置（事業所ごと）

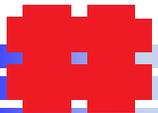
また、上記の内容を運営規定上に記載をお願いいたします。



## 業務継続計画の策定

- 令和7年4月1日から、未実施の場合は減算となる
- 厚生労働省のガイドラインや動画を参考に策定を

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/douga_00002.html)



## 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所が無いために駐車禁止場所に駐車せざる得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能です。

## 駐車禁止場所における駐車許可の申請について

### オンライン申請

警察庁行政手続きサイト (<https://proc.npa.go.jp/portaltop/SP0100.html>) を経由して行ってください。  
各警察署にメールしても対応はできません。

(ア)・(イ)のいずれかに該当する場合のみ対象（該当しない方は、各警察署窓口でお手続きをお願いします。）

(ア) 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち

- ・ 許可を受けた期間の変更（例：期間の延長、日時の変更）の申請
- ・ 運転者の追加又は変更の申請
- ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請

(イ) 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

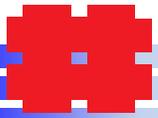
### 警察署にて申請

岐阜県警察申請届出手続案内・様式ダウンロードサービス (<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/5493.html>)

添付書類: 駐車場所図2枚、自動車検査証の写し2枚、その他

提出時期: 駐車する日の3日前(行政庁の休日を除く)

提出先: 駐車しようとする場所を管轄する警察署の交通課



## 香料及び農薬使用の自粛

岐阜市では、香料や農薬に含まれる化学物質等による健康被害の防止を呼びかけています。

岐阜市ホームページ

<https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/bouhan/1001670/1001703/1001712.html>

# 化学物質過敏症について

## 化学物質過敏症とは

わずかな化学物質に反応して、身体的または精神的に様々な症状が生じます。原因の化学物質にさらされなくなると、それらの症状が改善したり、治癒したりします。

しかし、原因の化学物質に反応すると、再び同じような症状が生じます。化学物質に反応するかどうかは個人差が大きく同じ化学物質でも発症する人、しない人がいます。

## 原因となる化学物質

世の中の化学物質のすべてが原因になりえます。身近な化学物質として殺虫剤や農薬を始め整髪剤や香水などの香料、自動車などの廃棄ガスが原因になりやすいと考えられています。

## 化学物質過敏症の対応と予防について

化学物質過敏症の予防の一つに、原因の化学物質にさらされないようにする方法があります。香水や柔軟剤などの香りの強いものは使用をしない、または、控えるなどの配慮をお願いいたします。

## 香料自粛のお願い

～その香りに困っている方がいます～



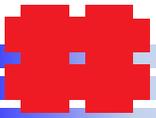
香水・整髪料・柔軟剤・洗剤・  
シャンプー・制汗剤などに含まれる

香料は、アレルギー体質や化学物質過敏症<sup>(※)</sup>の方など、人によっては、アレルギー症状や喘息、頭痛、めまいなどを誘発することがありますので、ご配慮くださいますようお願いいたします。



※「化学物質過敏症」を知っていますか？

ある程度の量の化学物質にさらされるのが、少量でも長時間繰り返しさらされることで発症するといわれています。また、いったん発症すると、その程度で少量の化学物質に対しても、頭痛、めまい、気管支炎の症状など、様々な症状があらわれるといわれています。



# ダブルケアについて

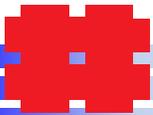
子育て中に親（親族）の介護も同時に発生して、二つの課題に直面する「子育てと介護のダブルケア」が、昨今表面化しています。

利用者から相談を受けた場合は、岐阜市ホームページ

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004797/1004841.html>

を参考にさせていただきますようお願いします。

また、岐阜市ではダブルケアに係るリーフレットを作成し、ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。



# ダブルケアについて

ダブルケアリーフレット

## 「子育て」と親や親族の「介護」

### －ダブルケア－

でお困りでは ありませんか？



子育て中に親（親族）の介護も同時に発生して、二つの課題に直面する「子育てと介護のダブルケア」が、昨今表面化しています。

（令和4年版 少子化社会対策白書）

〇晩婚化 平均初婚年齢の変化

	夫	妻
1985 (S60)	28.2 歳	25.5 歳
2020 (R2)	31.0 歳	29.4 歳

〇晩産化 出生時の母親の平均年齢の変化

	第1子	第2子	第3子
1985 (S60)	26.7 歳	29.1 歳	31.4 歳
2020 (R2)	30.7 歳	32.8 歳	33.9 歳

〇ライフスタイルの変化により、晩婚化・晩産化が進んでいます。  
⇒平均初婚年齢は年々上昇し第1子の出生年齢も年々上昇  
→第1子と第2子、第2子と第3子における母親の平均出生時の年齢差（出生間隔）は短期化

〇ダブルケアを行っている方の実態について  
◇平成28年4月 初回版「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」

- ★人数 全国で約25万人 と推計（女性 約17万人 男性 約8万人）
- ★年代 30歳～40歳代が多い
- ★主に担っている方 女性 約8割 男性 約3割
- ★負担感 育児を負担に感じる 約半数 介護を負担に感じる 3人に2人
- ★就業状況 女性の半数、男性の約9割が有業者
- ★ダブルケアに直面する前後の業務量や労働時間の変化  
業務量や労働時間を変えなかった 男性約半数 女性約3割  
業務量や労働時間を減らした 男性約2割 女性約4割  
（そのうち離職して無職になった 男性2.6% 女性17.5%）

育児・介護休業法に関する制度や困りごとを相談したいとき・・・  
「育児・介護休業法に関する制度を知りたい」、「勤務先に制度利用を申し出たが、認められないと言われた」などの困りごとは、こちらまでご相談ください。

●岐阜労働局 雇用環境・均等室  
〒500-8723 岐阜市金輪町5丁目13番地（岐阜合同庁舎4階）  
受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日及び12/29～1/3 除く）  
電話：058-245-1550

## 子どもの預かりや送迎などの育児の援助がほしいとき・・・

### ●きふファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）が、行いたい人（提供会員）から、おさんの預かりや送迎などの支援を受けられます。

【対象児童】 おおむね0歳から小学生までの子ども  
【利用料金】 通常のサポートは1時間700円～900円  
緊急時のサポートは1時間1,000円～1,600円

【援助内容】  
①保育施設等への子どもの送迎  
②保育施設等の始業前又は終業後の子どもの預かり  
③病児・病後児などの緊急時のサポート  
④お子さんに関する相談 など

【問合せ窓口】  
きふファミリー・サポート・センター  
電話：058-295-3420  
（平日9:00～17:30 土9:00～12:00）  
※利用にあたり、事前の会員登録が必要となります。

## 子どもを施設で預かってほしいとき・・・

児童福祉施設でお子さんのお世話をします。

### ●子育て短期支援

#### ・短期入所生活援助（ショートステイ）

保護者が、疾病、出産、冠婚葬祭、育児疲れなどにより、お子さんの養育が一時的に困難な場合

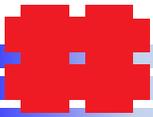
【利用施設】 日本児童育成会、乳幼児ホームありあ  
【利用期間】 7日以内（午後8時まで）  
【利用料金】 世帯の所得状況により負担額が異なります。

#### ・夜間養護等（トワイライトステイ）

保護者が、仕事等により平日の夜間又は休日（土、春・夏・冬休み等）に不在となる場合  
【利用施設】 日本児童育成会（午後8時まで）、きーとず岐阜（午後9時まで）  
【利用時間】 夜間 小学校等の終了時から保護者の帰宅時まで  
休日 保護者の出勤時から帰宅時まで  
【利用料金】 世帯の所得状況により負担額が異なります。

岐阜市役所 問合せ窓口：子ども支援課 支援係  
受付時間 8：45～17：30（土・日・祝日及び12/29～1/3 除く）  
電話：058-214-2396 E-mail：k-shien@city.gifu.gifu.jp  
※利用にあたり、施設とお子さんの面談が必要となります。  
※施設の都合により、利用できない日があります。





# ダブルケアについて

## ダブルケアリーフレット

岐阜市では、通常の保育所等の入所以外にも、各ご家庭の事情に合わせたお子さんのお預かりを行っています。

### 子どもを一時的に預かってほしいとき・・・

#### ●一時預かり

育児に伴う心理的・肉体的な負担を解消するため一時的にお子さんをお預かりします。

【対象児童】 保育所等に入所していない市内在住の午後57時目又は6か月目から小学校就学前までの子ども

【利用施設】 京町保育所、市橋保育所、鷺山保育所ほか私立保育園等23施設

#### ●サポート一時預かり

緊急一時的に家庭での保育が困難な場合にお子さんをお預かりします。

【対象児童】 市内在住の1歳から小学校就学前までの子ども

【利用施設】 公立保育所(京町・市橋・鷺山保育所を除く)

### 日祝日に子どもを預かってほしいとき・・・

#### ●休日保育・休日一時預かり

介護等により、日祝日において家庭における保育が困難な場合にお子さんをお預かりします。また、緊急一時的に保育が困難な場合、お子さんをお預かりします。

【対象児童】 休日保育：市内在住の岐阜市内の保育所等に入所する健康で集団保育に対応できる1歳から小学校就学前までの子ども

休日一時預かり：市内在住の1歳から小学校就学前までの健康で集団保育に対応できる子ども

【利用施設】 京町保育所(京町2丁目11番地・電話：058-265-2943)

### 子どもが病気だけと家庭で保育できないとき・・・

#### ●病児・病後児保育

保育所等に入所している児童(又は小学校3年生までの児童)が、病気の回復期または病気の回復期に至らない状態であり、保育所等で集団保育が困難かつ、保護者が家庭での保育ができない場合、病院・診療所に付設された病児・病後児保育施設でお預かりします。

【利用施設】 福富病院「すずらん」、河村病院「クララ」、小坂内科クリニック「ビノキオ」、山田病院「ミッキー」、矢崎小児科クリニック「うりぼう」、世界ちゃんとモグル丸先生の元気なクリニック「セカモグ」、探健康クリニック「バンドのしゃぼ」

#### 岐阜市役所 問合せ窓口：子ども保育課

受付時間 8:45~17:30(土・日・祝日及び12/29~1/3除く)

電話：058-214-2143 E-mail: hoiku@city.gifu.gifu.jp

※利用については、事前登録が必要となります。

※利用施設の連絡先、利用時間、利用料金等については、岐阜市作成の「入所あんない」をご覧ください、詳細については、お問い合わせください。

### 介護が必要な方を施設で一時的に宿泊させたいとき・・・

#### ●短期入所生活介護(ショートステイ)・短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事、入浴等の介護や機能訓練などが受けられます。

#### ●小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスを受けられます。

### 介護に関して相談したいとき・・・

#### ●地域包括支援センター

受付時間 9:00~17:00(日・祝日及び12/29~1/3除く)

お住まいの地区	連絡先	所在地	電話
金牟・京町・明徳・本郷	中央北	京町2丁目12番地	058-213-0128
徹明・木之本	中央西	昭和町2丁目10番地3	058-215-7616
梅林・白山・華陽	白梅南	白金町1-16 ヌソンドクマダ101	058-266-8388
鳥・城西	鳥城西	西鳥町2番11	058-232-5088
早田・則武	河 流	光町1-56-2	058-201-6204
木田・七郷・合渡	西 部	寺口7丁目86番地1	058-251-6541
黒野・万呂・西郷・樹代	岐 北	黒野176番地5	058-234-3933
長良・玉泉西・長良東	長 良	長良2977番地3-1	058-231-8188
鷺山・岸惣	北 部	南緯2丁目122番北 北川ビル1階	058-295-4510
岩野田・岩野田北	岩野田	栗野東5丁目173-1	058-214-4640
藍川・三崎南・三崎北	北東部	岩井4丁目10-1	058-241-7003
本井・三宅	三宅本井	本井2938番地11 江崎ビル1階	058-215-7656
市橋・鏡島	橋 南	鏡島南1丁目1番10号	058-252-3066
錦・日置江・柳津町	錦 川	中錦3丁目14番地	058-276-1163
加納東・加納西・西部	南 部	加納東1丁目65番地2 加納ビル1階B9室	058-275-0173
厚見	厚 見	東明見町17-1	058-214-4001
長森南	長森南	蔵前4丁目19-5	058-247-8160
日野・長森北・長森東・長森西	長 森	塩町2丁目32	058-245-2855
岩・丸見・井見東・井見南	東 部	井見3丁目175-1	058-243-0593

### 仕事と介護の両立支援の情報を調べたいとき・・・

#### ●厚生労働省

仕事と介護の両立のために役立つ「マニ」アルや個人事例集などが掲載されています。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku\\_units/ku\\_nya/koyou\\_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_units/ku_nya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html)

#### 岐阜市役所 問合せ窓口：介護保険課

〒500-8701 岐阜市可町40番地1

受付時間 8:45~17:30(土・日・祝日及び12/29~1/3除く)

電話：058-214-2089(介護認定係) E-mail: kaigo@city.gifu.gifu.jp

058-214-2092(給付係)

※利用については、要介護(要支援)認定が必要となります。

※詳細については、お問い合わせください。

# 第2号被保険者(40～64歳)の医療保険加入の確認について

## 1 被保険者本人による申請の場合 次の①～③のいずれか

- ①マイナ保険証とマイナポータル「医療保険の資格情報」画面の提示
- ②医療保険者の発行する「資格情報のお知らせ」の写し
- ③医療保険者の発行する「資格確認書」の写し

## 2 代理人(申請代行)による申請・郵送申請の場合 次の①②のいずれか

- ①医療保険者の発行する「資格情報のお知らせ」の写し
- ②医療保険者の発行する「資格確認書」の写し

※有効期限内の健康保険証の写しでも可

※上記書類の準備が困難な場合は、介護保険課にて照会を行いますが、  
医療保険加入者であることを確認し、申請書に保険者名を記入してください。

# マイナンバーを記入する場合

※個人番号欄は記入の有無にかかわらず申請書は受理します。

## 被保険者本人が来庁する場合①と②、郵送の場合は①と②の写し

### ①被保険者本人のマイナンバーが確認できる書類

例： マイナンバーカード裏、マイナンバーの記載がある住民票

### ②被保険者本人の身元確認書類

例： 顔写真付きは1点：マイナンバーカード表

顔写真なしは2点：官公署から発行された年金手帳など

# マイナンバーを記入する場合

※個人番号欄は記入の有無にかかわらず申請書は受理します。

## 被保険者本人以外が来庁する場合 ①～③

### ①代理権の確認書類

例：法定代理人の場合：戸籍謄本その他その資格を証明する書類

任意代理人の場合：委任状

これらが困難な場合は、被保険者本人の介護保険被保険者証など

### ②代理人の身元確認書類

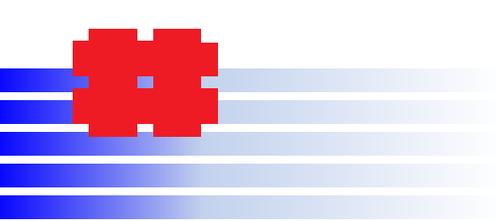
例：顔写真付きは1点：マイナンバーカード・運転免許証など

顔写真なしは2点：官公署から発行された年金手帳など

### ③被保険者本人のマイナンバーが確認できる書類

例：マイナンバーカードの写し、マイナンバーの記載がある住民票など

※代理人がマイナンバー記載の申請書を持参する場合は、上記①～③の書類が必須です。



ご清聴ありがとうございました